

瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業 基本契約書（案）

瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、瑞浪市（以下「甲」という。）と【管理運営事業者の名称】¹（以下「乙」という。）及び【設計及び工事監理事業者の名称】（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。なお、本契約中、次の各号に掲げる以外の用語の定義は、募集要項等による。

- (1) 「優先交渉権者」とは、本選定手続により、管理運営業務及び設計及び工事監理業務の優先交渉権者として決定された、乙及び丙から成るグループをいう。
- (2) 「代表企業」とは、優先交渉権者を代表する法人である【 】をいう。
- (3) 「管理運営業務委託契約」とは、甲と乙との間で締結される、本施設についての管理運営業務委託契約をいう。
- (4) 「指定管理者基本協定」とは、甲と乙との間で締結される、本施設についての指定管理者による管理運営に関する基本協定をいう。
- (5) 「設計及び工事監理業務委託契約」とは、甲と丙との間で締結される、本施設についての設計及び工事監理業務委託契約をいう。
- (6) 「特定事業契約」とは、管理運営業務委託契約、設計及び工事監理業務委託契約、指定管理者基本協定をいう。
- (7) 「管理運営業務」とは、管理運営業務委託契約及び指定管理者基本協定に基づき乙が実施する業務をいう。
- (8) 「設計及び工事監理業務」とは、設計及び工事監理業務委託契約に基づき丙が実施する業務をいう。
- (9) 「建設事業者」とは、本事業の実施に係る選定手続とは別途で甲により選定される予定の本施設の建設を請け負う企業をいう。
- (10) 「建設業務」とは、建設事業者が甲から請け負う本施設の建設業務をいう。
- (11) 「本施設」とは、瑞浪駅北地区複合公共施設をいう。
- (12) 「本選定手続」とは、本事業を構成する本施設の管理運営業務、及び設計及び工事監理業務に関して実施された公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (13) 「事業者提案書類」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提出した企画提案書等のほか、甲からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が特定事業契約締結までに甲に提出する一切の書類をいう。
- (14) 「管理運営業務に係る対価」とは、乙が管理運営業務を実施した対価として、甲が管理運営業務委託契約に従い乙に支払う対価（消費税を含む。）をいう。
- (15) 「設計及び工事監理業務に係る対価」とは、丙が設計及び工事監理業務を実施した対価として、甲が設計及び工事監理業務委託契約に従い丙に支払う対価（消費税を含む。）をいう。
- (16) 「提示条件」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提示した一切の条件をいう。
- (17) 「募集要項等」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和7年4月1日に公表又は配布した募集要項、同募集要項に添付された公表資料及び参考資料並びに募集要項等に関する甲の質問回答書及びその際に公表又は配布した資料等（公表又は配布後に変更がなされた場合には変更後のもの）の総称をいう。
- (18) 「会社役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第4号に規定する会社役員をい

¹ 各当事者が共同企業体となる場合には、必要な修正及び追加を行う想定です。

- う。
- (19)「暴対法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。
- (20)「暴力団」とは、暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (21)「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (22)「暴力団等」とは、第8条第7項第1号ないし5号に該当する者の総称をいう。
- (23)「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、役員及び監督責任者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有する者をいう。）をいう。
- イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者をいう。
- (24)「警察」とは、岐阜県警察本部長又は岐阜県警察における警察署の署長をいう。

第2条（本事業の目的等）

- 1 本事業は、『未来の子どもたちに渡せるまち』を目指す瑞浪駅周辺において、滞在場所の充実やにぎわいの創出等の当該地区が抱える課題と、利用者層の拡大や効率的な施設運営等の総合文化センターが抱える課題の両方を同時に解決するため、瑞浪駅北地区に、図書館や貸室等の中央公民館機能の一部を集約し、新たな機能を追加した瑞浪駅北地区複合公共施設を、官民連携手法によって整備運営することを目的とする事業である。
- 2 本事業は、本施設の管理運営業務、設計及び工事監理業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとする。

第3条（本契約の趣旨）

本契約は、本選定手続により、乙及び丙から成るグループが本事業の管理運営業務及び設計及び工事監理業務の優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙との間の管理運営業務委託契約及び指定管理者基本協定、並びに甲と丙との間の設計及び工事監理業務委託契約締結のための甲、乙及び丙の相互の協力、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

第4条（甲、乙及び丙の義務）

- 1 甲、乙及び丙は、甲と乙との間の管理運営業務委託契約及び指定管理者基本協定、並びに甲と丙との間の設計及び工事監理業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 乙及び丙は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し事業者提案書類を作成し提出したものであることを確認する。また、乙及び丙は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業公募型プロポーザル審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第5条（乙及び丙の協業義務）

乙及び丙は、管理運営事業者、設計及び工事監理事業者として、両者の視点と創意工夫を最大限反映させ、本施設の空間と運営双方の在り方を考えた施設計画及び設計の実現に向けて協業しなければならない。

第6条（業務の受託、請負）

乙及び丙は特定事業契約のうち自らが当事者となる契約の規定に基づき各々が担当する業務を実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、当該各契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部又は大部分を第三者に行わせてはならない。

第7条（特定事業契約）

- 1 甲は、募集要項に添付の管理運營業務委託契約書（案）、指定管理者基本協定（案）、及び設計及び工事監理業務委託契約書（案）の文言に関し、乙又は丙から説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
- 2 甲、乙及び丙は、特定事業契約の締結後も、本事業の遂行のために協力する。
- 3 特定事業契約の締結までの間に、本選定手続に関して乙又は丙に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲は特定事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は丙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は丙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 公正取引委員会が乙又は丙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙又は丙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙若しくは丙又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本事業に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号の命令により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は丙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (6) 乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 特定事業契約の締結までに、乙又は丙が、募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、特定事業契約を締結しないことができる。

第8条（暴力団等の排除措置）

- 1 甲は乙及び丙に対し、役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより乙及び丙の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。
- 2 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（瑞浪市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日条例第20号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。
- 3 乙及び丙は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせなくてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。

- 4 乙及び丙は、担当業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 乙及び丙は、各々、管理運営業務、設計及び工事監理業務の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、この項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告するとともに、警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 6 甲は、乙又は丙が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、乙又は丙に対し、当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができる。
- 7 甲は、乙又は丙が次の各号に該当するときは、本契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号から第(5)号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙又は丙が、第(1)号から第(5)号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第(6)号に該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

第9条（準備行為）

乙及び丙は、特定事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、甲と協議のうえ、甲の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙及び丙における準備行為に協力する。

第10条（特定事業契約不調の場合における処理）

- 1 乙又は丙の責めに帰すべき事由により、特定事業契約の締結に至らなかった場合（第7条第3項及び第4項並びに第8条第7-6項による場合を含む。）、既に甲、乙及び丙が本事業の準備に関して支出した費用はすべて乙及び丙の負担とするほか、乙及び丙は連帯して、管理運営業務に係る対価、及び設計及び工事監理業務に係る対価の合計金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払うものとし、他方、甲は何らの責任も負わない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し、損害賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙及び丙の責めに帰すべき事由に基づかずに特定事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲、乙及び丙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲と乙、甲と丙との間には、相互に債権債務関係は生じないものとする。
- 4 特定事業契約の締結に至らなかった場合において、乙及び丙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙及び丙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

この場合において、乙及び丙は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

第11条（秘密保持）

甲と乙及び甲と丙は、本契約に関する事項につき、公表済みのもの及び本契約において特別に定めるものを除き、相手方の同意を得ずにこれを第三者に開示しないこと及び本契約の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、（i） 裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、（ii） 乙及び丙が相手方に守秘義務を負わせた上で本事業に関する資金調達及び第6条に基づく第三者への委託又は請負に必要かつ合理的な範囲で開示する場合並びに （iii） 甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第12条（個人情報の取扱い）

乙及び丙は、本契約に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

第13条（本契約の変更）

本契約は、甲、乙及び丙全員の書面による合意による場合を除き、変更することができない。

第14条（請求、通知等の様式）

本契約に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、催告、要請、合意及び協定終了通知又は解除は、相手方に対する書面をもって、本契約に記載された当事者の名称、所在地宛に行わなければならない。ただし、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。

第15条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は岐阜地方裁判所とする。

第16条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲、乙及び丙の間で協議して定める。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、甲、乙及び丙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 所 在 地 岐阜県瑞浪市上平町1番1号
瑞浪市長

印

乙： 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

丙： 所 在 地
商号又は名称
代 表 者